

「第2次北海道消費生活基本計画（素案）」への意見提出用紙

No. 1

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
団 体 名 号	いっぱんしゃだんほうじん ほっかいどうしょうひしやきょうかい 一般社団法人 北海道消費者協会
電 話 番 号	011-221-4217

項 目	意 見
① 北海道消費生活基本計画の改定に対しての全般的な意見	<p>○ 今回の第2次北海道消費生活基本計画素案（以下第2次素案）では、「消費者教育の推進」及び「高齢者等の被害の防止」の2点を、重点的に取り組む計画としているが、時宜を得ている。しかし、実効性をあげるには行政、道民、事業者等一丸となった幅広い連携が不可欠であり、そのためのより具体的な取り組み計画の策定を示すべきである。</p> <p>○ 現行計画の「喫緊の課題への対応」において①消費生活相談体制の整備②消費者事故対応及び情報提供体制の整備が盛り込まれているが、この間の整備状況の検証を的確に行い、今後も継続支援とより具体的な対応策を示すべきである。</p>
② 第3章 消費者施策の基本的な方針 1 行政・事業者・消費者の責務、役割 （2）市町村の役割 （該当箇所6ページ）	<p>○ 現行の基本計画では、市町村の「責務」となっているが、第2次素案では、市町村の「役割」に変更されている。</p> <p>○ 消費者安全法に基づき市町村は、苦情処理のあっせんや重大消費者事故等の国への報告等が義務付けられている。第2次素案でも、市町村の責務とし、引き続き苦情処理体制等の一層の充実について示すべきである。</p>
③ 第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向 第2節 基本的な展開方向 1 消費者の権利の尊重 （3）消費者の安全・安心の確保 ウ 食の安全・安心の確保 （該当箇所14ページ）	<p>○ 第2次素案において、新たにHACCP導入の記述があるが、より強力に推進する旨の記載を示すべきである。</p> <p>○ 道においては、来年3月末を目処に「食品衛生法施行条例」改正を計画しており、①HACCPの推進②健康被害につながる情報の保健所への報告等が盛り込まれる予定であり、食の安全・安心の一層の充実の観点から、事業者に対する安全確保の徹底やHACCP導入の推進計画を積極的に示すべきである。</p>

「第2次北海道消費生活基本計画（素案）」への意見提出用紙

No. 2

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
団 体 名	いっぱんしゃだんほうじん ほっかいどうしょうひしやきょうかい 一般社団法人 北海道消費者協会
電 話 番 号	011-221-4217

項 目	意 見
④ 第4章 総合的、計画的に講ずべき 施策の展開方向 第2節 基本的な展開方向 2 消費者の自立の支援 (1) 消費者教育の推進 イ 地域における消費者教育 (該当箇所17ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」に基づき各市町村に設置の努力義務が求められている「消費者教育推進地域協議会」等（第20条）の設置推進について記載すべきである。 ○各地域における、学校教育を含む生涯教育の推進を定める「市町村消費者教育推進計画」やそれを担う「消費者教育推進地域協議会」の設置は、消費者被害の未然防止や安全・安心の地域づくりには不可欠な取り組みであり、その旨の記載をすべきである。
⑤ 第4章 総合的、計画的に講ずべき 施策の展開方向 第3節 社会経済情勢の変化への 対応 (該当箇所19ページ～21ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次素案の第3節は、社会経済情勢の変化への対応の記述であるが、人口の推計数を除き現行の基本計画の内容と同じであり、最近の社会経済情勢の変化を踏まえ適切に見直すべきである。 ○現行の基本計画策定時より4年近く経過しているが、最近特に「人口減少・少子高齢化」「高度情報通信社会の進展」等が急速に進んでいる。直近の社会経済情勢の変化を的確に把握し、それに基づいた施策の方向性を打ち出すべきである。 ○第2次素案の第3節は、第1節並びに第2節の前提となるべき社会経済情勢の分析であり、記載順番を第1節・第2節の前段とするなど、記載順番の見直しを検討すべきである。